

ビス立法に基づき同当局に課せられたその他すべてのサービスを衡量し」て、上記基準を採用したことは合理的でないということができない。

(R v Sheffield Health Authority, ex parte  
Seale (1994) 25 BMLR (QBD))

## HFEA, Code of Practice (2001)

### 追録 A

#### エッグシェアリングの取決めのためのガイダンス

##### はじめに

HFEA は、エッグシェアリングの取決めを含む、認可された治療を現に提供しているか、又は将来提供しようとしている、被認可センターのためのガイダンスを作成した。

このガイダンスの中で、卵提供者 (egg provider) という語は自己の卵を他者とシェアする女性を表すのに使用される。卵のレシピアント (egg recipient) という語は、卵提供者の卵のいくつかを供与される女性を表すのに使用される。

卵提供者自身が認可された治療を受けている場合におけるエッグシェアリングの取決めは、このガイダンスに従って行われなければならない。センターは、エッグシェアリングは、卵提供者が体外受精の患者であると同時に卵のドナーでもあるという特殊な状況において行われる取決めであることを覚えておかなければならない。HFEA は、エッグシェアリングの取決めには、潜在的に利害の衝突が含まれることを認めなければならないが、しかし、このことによって提供される臨床的ケアに差障りがあってはならない。

エッグシェアリングはセンターの認可状に記録される。

##### 一般原則

- 1) 制定法上の同意が要求されるのに加え、二つの更なる別個の合意書が作成されなければならない。一つは、卵提供者とセンターとの間の

もの、もう一つは卵のレシピアントとセンターとの間のものである。

(エッグシェアリングを取り決める書面のための詳細なガイダンスは以下に明らかにする。)

- 2) 使用可能な卵がほとんどないとき、エッグシェアリングのための取決めが、卵の提供者の治療とからめて処理されてはならない。(なお取決めにかんしては以下で示す案文において追加されたガイダンスを参照。)

### **エッグシェアリングの取決めの合意書起案のためのガイダンス**

HFEA が明らかにしたエッグシェアリングの取決めのための一般原則の中で、センターは、センターと卵提供者間、及びセンターと卵のレシピアント間で合意書を作成することを求められる。以下はこの合意書に含めることができる情報の種類についての指針である。センターは、卵提供者のための合意書に含まれる情報と、卵のレシピアントのための合意書に含まれる情報とが一致しているように保障しなければならない。

以下の情報はこれに尽きるものであるつもりではなく、センターは自ら作成する合意の内容及びその法的効果について、センター自身法的助言を得るべきである。

### **被認可センターと卵提供者間の合意**

センターと卵提供者の間の合意書は、取決めの条件を十全に定めたものでなければならない。この書面には両者が署名しなければならず、また一連の記述を含むものとする。それはおおよそ以下に記すとおりのものである。

文書において、卵提供者及びセンターは明確に特定されていなければ

ならない。

i) 治療

患者による記述は、その患者が以下の体験をしたことを確認する。

- a. 患者は、エッグシェアリングの取決めの一部として、自己の卵を提供するに当たり、それに係る治療的措置について、センターのスタッフメンバーと話し合う機会をもった。
- b. 患者は、提供される治療について口頭及び書面によって情報を得た。
- c. 患者は、HFEAの実務規程中の関連ある箇所に挙げられた必要的情報をすべて得た。かかる情報は合意書に印刷して添付することができる。なお、
- d. 患者は、かかる治療が意味することについてカウンセリングを提供された。

かかる治療の性質は十全に明らかにされなければならない。この場合以下のことが含まれる。

- a. 関係する治療周期数
- b. 治療の開始日、及び
- c. 十分詳細なエッグシェアリングの取決め（このことに関する更なるガイダンスは後出。）

合意の対象とされる治療の性質及びその期間は、明確にされなければならない。

患者及びセンターは、かかる治療及びその治療のための支払いが合意に従って行われ、両当事者がこの合意に拘束されることを確認するよう勧奨される。

ii) 同意

陳述は以下のことを確認する。

- a. 治療に対する患者の同意が得られている。
- b. HFEA の二つの制定法上の同意書の様式 00(7)への記入が済んでいる。(同意に関する付記参照)
- c. この合意がヒトの受精及び胚研究法の附則第 3 の 4 条の文言を無視していない。これは、卵提供者は、その卵を使用して創出された胚に関し、その胚が治療又は研究のために使用されるまで、いつでも合意を撤回又は変更しうることを意味する。なお、
- d. 合意の撤回によって生じる効果、関係当事者の責任、及び生じるかもしれない追加的出費

iii) 費用

陳述は以下のことに言及する。

- a. いかなる費用（もしあれば）が卵提供者からセンターへ支払われるべきか、及び
- b. 卵提供者が総費用について支払義務を負うことになるのはいかなる状況においてか。そして卵提供者が支払わねばならない金額はどれだけか。(エッグシェアリングの取決め（後出 iv）も併せて参照)

iv) エッグシェアリングの取決め

エッグシェアリングの取決めは、卵がシェアリングのために必要とされる最低数を超えて採取されない場合には、卵提供者が余分な費用を課されることなしにすべての卵を使用する選択権を与えられるものとする旨を明らかにしなければならない。

かかる合意はまた、以下の事項を含め、エッグ・シェアリングの取決めに係る十分に詳細な事項を含まなければならない。

- a. シェアリングのために求められる卵の最低数

- b. これらの卵の配分のされ方。
- c. 卵提供者には治療費の一部を支払う責任があるかどうか。治療が無料である場合において、胚が治療又は研究に使用される前に、卵提供者が合意内容を変更するとしたら、支払い義務が生じるかどうか予め然るべく予告しておくことができる。

v) 一般原則

陳述は以下のことを確認する。

- a. ヒトの受精及び胚研究法に基づき、卵の提供に合意した患者は、提供によって生まれた子の法的な親とされない。
- b. 匿名のエッグシェアリングの取決めにおいて、卵の提供者も卵のレシピアントも他方の治療の結果を知らされない。いずれの当事者も、他方当事者又は生まれた子を特定できる情報を与えられない。合意書には卵提供者及びセンターの代表者が署名し、日付が記載されなければならない。

### 被認可センターと卵のレシピアント間の合意

センターと卵のレシピアントの間の合意書は、取決めの条件を十全に定めたものでなければならない。この書面には両者が署名しなければならず、また一連の記述を含むものとする。それはおおよそ以下に記すとおりのものである。

文書において、卵のレシピアント及びセンターは明確に特定されていなければならない。

i) 治療

患者による記述は、その患者が以下の体験をしたことを確認する。

- a. 患者は、エッグシェアリングの取決めの一部として、卵の移植を

受けるに当たり、それに係る治療的措置について、センターのスタッフメンバーと話し合う機会をもった。

- b. 患者は、提供される治療について口頭及び書面によって情報を得た。
- c. 患者は、HFEAの実務規程中の関連ある箇所に挙げられた、必要的情報をすべて得た。かかる情報は合意書に印刷して添付することができる。なお、
- d. 患者は、治療が意味することについてカウンセリングを提供された。

卵のレシピエントのためのかかる治療の性質は十全に明らかにされなければならない。この場合、以下のことが含まれる。

- a. 関係する治療周期数
- b. 治療の開始日
- c. 十分詳細なエッグシェアリングの取決め、及び
- d. 卵のレシピエントはその治療の一部として、卵提供者であるドナ

ーから卵を提供される。

卵提供者もまた、卵のレシピエントに提供される卵を得る目的で治療的措置を受ける。

合意の対象とされるレシピエントの治療及び卵提供者の治療の性質及びその期間は明確に特定されなければならない。

患者及びセンターは、かかる治療及び治療のための支払いが合意に従って行われ、両当事者がこの合意に拘束されることを確認するよう勧奨される。

ii) 同意

かかる合意は、ヒトの受精及び胚研究法の附則第3の4条の文言を無視していないということが陳述される。これは、卵提供者は、その卵を使用して創出された胚に関し、その胚が治療又は研究のために使用されるまで、いつでも合意を撤回又は変更しうることを意味する。

iii) 費用

陳述は以下のことに言及する。

- a. 卵のレシピアントは、いかなる費用に対して支払う責任を負うか、及び
- b. レシピアントが支払う費用はいかなる治療サービスをまかなうものなのか。これには卵提供者の治療のすべて又は一部が含まれる場合があるかもしれない。このことは合意書において明確に記述されていなければならない。

iv) エッグシェアリングの取決め

以下の事項を含め、エッグシェアリングの取決めに係る十分に詳細な事項について言及されなければならない。

- a. シェアリングのために求められる卵の最低数
- b. これらの卵の配分のされ方
- c. 卵のレシピアントに、卵提供者の治療費の一部を支払う責任があるかどうか。ここには、合意内容が変更された場合の処理について、予め然るべく予告しておくことが含まれる。
- d. 当事者の一方が合意内容を変更又は撤回した場合、そのことが問題の措置、選択肢及び費用に及ぼす意味

v) 一般原則

陳述は以下のことを確認する。

- a. 1990年ヒトの受精及び胚研究法に基づき、卵の提供に有効な合意



をした患者は、提供によって生まれた子の法的な親とされない。

b. 匿名のエッグシェアリングの取決めにおいて、卵の提供者も卵のレシピエントも他方の治療の結果を知らされない。いずれの当事者も、他方当事者又は生まれた子を特定できる情報を与えられない。合意書には卵のレシピエント及びセンターの代表者が署名し、日付が記載されなければならない。

1985 年代理懐胎取決め法 (Surrogacy  
Arrangements Act 1985)

( 1985 年法律第 49 号 )

代理母として懐胎する女性を募る目的でなされる取  
決めに係る一定の活動を規制するための国会制定

法

[1985 年 7 月 16 日裁可]

(「代理母」「代理懐胎の取決め」その他の用語の意  
味)

第 1 条 (1) 本条第 2 項以下の規定は、この法律の  
解釈のために効力を有するものとする。

(2) 「代理母」(“surrogate mother”)とは、取決め  
が、

(a) その女性の懐胎の始期に先立って行れ、か

つ、

(b) その取決めにしたがって懐胎される子が、その女  
性以外の 1 人又はそれ以上の者に引き渡され、か  
つその者が親責任を(実際可能である限り)果すこ  
とを目的として、行れる

場合において、その取決めにしたがって懐胎する女性をいう。

(3) ある取決めに代理懐胎の取決め(a surrogacy arrangement)であるとされるのは、その関係当事者である女性が、その取決めにしたがって懐胎するときに、その女性が代理母とされる場合である。

(4) 取決めに本条第2項に掲げる目的でなされたか否かを決定するに当たっては、四囲の状況に対して、全体として(なお、とりわけ、取決めにしたがって懐胎することに係り、その女性に対して、若しくはその女性のために将来支払いをなし、又はなすことができるとの約束若しくは理解がある場合には、その約束若しくは理解に対して)留意することができる。

(5) 取決めに、子の引渡しに係り、条件を付ける場合であっても、本条第2項に掲げる目的をもって、これを行なったものとみることができる。

(6) 懐胎をする女性は、本条第2項(a)号の目的のために、その女性の懐胎をもたらした授精の時、又は同様の結果をもたらした胚、受精卵若しくは精子及び卵子がその女性に移植された時に、その懐胎の始

期があったとして扱われるものとする。

(7) 「団体」(“body of persons”)とは、法人格の

有無を問わず、自然人の集団をいう。

(8) 「支払い」(“payment”)とは、金銭による出損、

又は金銭的価値のある出損をいう。

(9) この法律は、取決めが合法であるか否かに拘わら

ず、適用される。

(代理懐胎の取決めの非強行性)

第1A条 代理懐胎の取決めをした者は、相手方に

対し、その強行を求めることができず、又は、相手方から、その強行を求められることがない。

(営利を目的とする代理懐胎の取決めの交渉等)

第2条(1) 何人も、連合王国において、営利を目的

として(on commercial basis)、次の各号に掲げる

行為のいずれをも行ってはならないものとする。

(a) 代理懐胎の取決めをする目的で交渉をなし、

若しくはその交渉に関与する行為

(b) 代理懐胎の取決めをする交渉の申し込みをな

し、若しくはその交渉に合意する行為、又は、  
(c) 代理懐胎の取決め、若しくはその交渉をするに  
際して用いる目的で、情報を収集する行為  
なお、何人も、連合王国において、情を知りつつ、第  
三者に対し、営利を目的として前項に定める行為の  
いずれをも行せてはならないものとする。

(2) 前項の規定に違反する者は、犯罪行為をなすも  
のである。ただし、

(a) 女性が、自ら代理母となる目的で、前項に定  
める行為のいずれかを、行い、若しくは行しめること、  
又は、

(b) 自己のために懐胎する代理母を募る目的で、  
前項に定める行為を行い、若しくは行せること  
は、前項の規定に対する違反ではない。

(3) 本条の目的のために、営利を目的とする行為と  
は(次項に特別の定めがあるものを除くほか)、

(a) その行為に係り、いつであれ、自己若しくは第三  
者が支払いを受領し、又は、

(b) 代理懐胎の取決め、若しくはその交渉若しくは  
推進をなすことに係り、自己若しくは第三者が支

払いを受領する目的で、行為をする  
場合をいう。

本項において、「支払い」には、代理母若しくは代理母になろうとする者のための支払いが含まれない。

(4) 本条第1項に基づく犯罪の嫌疑により起訴された手続において、被疑者が、ある行為に係り、第三者が支払いを受領したという理由で、営利を目的としてその行為を行ったものと扱われないためには、

(a) 被疑者が、その行為前に支払いが受領された場合には、その行為に係り支払いが受領されていたことを知りつつ、又はそのことを疑うべき合理的理由をもって、行為したのでなかったこと、並びに、

(b) 前号に該当しない場合には、被疑者が、問題とされる行為に係り支払いが受領されることを目的として行為したのでなかったこと

が立証される必要がある。

(5) 団体は、

(a) その団体に代って行為をする者が、連合王国において、代理懐胎の取決めの交渉、又は推進に関与し、かつ、

(b) 代理懐胎の取決めの交渉、又はその推進をする行為が、その団体の事業である

場合において、その団体が、

(i) その取決めにしたがって懐胎する女性

(ii) その女性により自己のためにする懐胎を引き

受けられた1人若しくはそれ以上の者、又は、

(iii) その女性、若しくはその女性により懐胎を引き

受けられた1人若しくはそれ以上の者と関わりの

ある者

によって、又はその者に代ってなされた支払いを受

領するときには、犯罪行為をなすものである。

本項の目的のために、団体と関わりのある者が受領した支払いは、団体が受領したものとして扱われる。

(6) 前項に基づく犯罪の嫌疑により、団体が起訴された手続において、当該支払いが、前項(a)号に掲げる取決めに係りなされたものでないことを立証することは、防御である。

(7) 連合王国において、

(a) 団体、若しくは

(b) 団体の諸事業のいずれか

を運営又は管理する任に当たる者は、次項に掲げる事業が当該団体の事業であるときには、犯罪行為をなすものである。

(8) 前項において言及された事業は、

(a) 取決めの交渉若しくは推進が、営利を目的として行れ、又は、

(b) 当該団体が、取決めに係り、本条第5項に違反して、支払いを受領している(か、若しくは本条第5項の目的のために受領したものとして扱われる)

場合には、連合王国における代理懐胎の取決めの交渉若しくは推進である。

(9) 本条第7項に基づく犯罪の嫌疑により起訴された手続において、被疑者には、前項に掲げる事業が、当該団体の事業であることが知られておらず、又はそうであることを疑う合理的理由がなかったことを立証することは、防御である。なお、右の訴訟手続の目的のために、前項(b)号に該当する取決めは、当該支払いがその取決めに係りなされたものでなかったことが立証される場合には、それを無視するものとする。



(代理懐胎に関する広告)

第 3 条 (1) 本条は、

(a) 何人かが、代理懐胎の取決め、又はその取決めの交渉若しくは推進をする意思を有し、又はかかる意思を有しうべきこと、又は、

(b) 何人かが、代理母となる意思のある女性、若しくは代理母として懐胎する女性を求めている者を探していること

を、(程度を問わず明示的に)表示する広告について、適用がある。

(2) 本条の適用を受ける広告を掲載する新聞又は雑誌が、連合王国において刊行される場合には、その新聞又は雑誌の事業主、編集者若しくは発行人は、犯罪行為をなすものである。

(3) 本条の適用を受ける広告が、連合王国において視たり、聴いたり(又は視聴)されるためには、遠距離通信システムの手段によって伝達される場合に、その広告には、本条第 1 項に掲げる内容の表示が含まれることを知りつつ、連合王国においてその目的および手段をもってその内容の表示を伝達させる者は、犯

罪行為をなすものである。

(4) 連合王国において、本条の適用を受ける(新聞若しくは雑誌に掲載され、又は遠距離通信システムの手段によって伝達される広告以外の)広告を公にする者又は公にさせる者は、犯罪行為をなすものである。

(5) 本条の適用を受ける(連合王国外で発行される新聞若しくは雑誌に掲載され、又は遠距離通信システムの手段によって伝達される広告以外の)広告を、その広告には本条第1項に掲げる内容の表示が含まれることを知りつつ、連合王国において頒布する者、又はそれを頒布させる者は、犯罪行為をなすものである。

(6) 本条において、「遠距離通信システム」は、1984年遠距離通信法(Telecommunications Act 1984)におけると同一の意味を有する。

(犯罪)

第4条(1) 本条に基づく犯罪行為をなす者は、略式有罪決定において、

(a) 第 2 条 に 基 づ く 犯 罪 の 場 合 に は、 標 準 罰 金 表  
に お け る 第 5 規 準<sup>註</sup> を 超 え な い 罰 金 若 し く は 3 月 を  
超 え な い 拘 禁 に 処 し、 又 は こ れ を 併 科 し、

(b) 第 3 条 に 基 づ く 犯 罪 の 場 合 に は、 標 準 罰 金  
表 に お け る 第 5 規 準 を 超 え な い 罰 金 に 処 す る  
も の と す る。

本 項 に お い て、「 標 準 罰 金 表 」 は、 1982 年 刑 事  
裁 判 法 (Criminal Justice Act 1982) 第 75 条 に  
よ っ て 付 与 さ れ る 意 味 を も つ。

(2) こ の 法 律 に 基 づ く 犯 罪 を 起 訴 す る 手 続 は、

(a) イ ン グ ラ ン ド 及 び ウ ェ ー ル ズ に お い て は、 公 訴 官  
(the Director of Public Prosecutions) の 同  
意 を 得 た 場 合 に 限 り、 かつ、

(b) 北 ア イ ル ラ ン ド に お い て は、 北 ア イ ル ラ ン ド 担 当 公  
訴 官 の 同 意 を 得 た 場 合 に 限 り、  
開 始 さ れ る も の と す る。

(3) こ の 法 律 に 基 づ く 法 人 の 犯 罪 が、 そ の 法 人 の 理

---

<sup>註</sup> 本 法 制 定 時 1,000 ポ ン ド で あ っ た が、 1992  
年 10 月 1 日 以 後 の 犯 行 に つ い て は 5,000 ポ ン  
ド。 Criminal Justice Act 1982, s.37,  
substituted by the Criminal Justice Act 1991,  
ss.17(1), 101(1), Sch.12, para.6.

事、支配人、書記若しくはそれらの者に類するその他の職員、又は同様の資格において行為しようとしていた者の同意又は懲憑を得て行われたこと、又は、右のいずれかの者の側の懈怠に帰せられることが立証される場合には、その者は、法人と並んで犯罪行為を行うものであり、訴追を受け、適宜処罰されるべきものとされる。

(4) 法人の事務がその複数の社員によって行われる場合において、前項は、1人の社員がその管理職務を行うについてなした行為及び懈怠について、その者が法人の理事である場合と同様に、適用があるものとする。

(5) この法律の第2条に基づく犯罪の訴追手続において、団体の運営若しくは管理、又はその団体の諸活動のいずれかの任に当たる者、又は団体に代って同条第1項(a)号乃至(c)号に掲げる行為のいずれかを行う者が、(訴訟当事者の面前であるか否かに拘わりなく)行ったこと、又は書いたり、話したり、若しくは印刷した文言についての証拠は、その団体の活動の証拠として許容されるものとする。